

## 配偶者の課税と税控除

年間収入額	課税の有無 ( × )		配偶者控除の有無 ( × )	
	所得税	住民税 ( 所得割 )	配偶者控除	配偶者特別控除
100 万円以下	×	×		×
100 万円超 103 万円未満	×			×
103 万円	×			×
103 万円超 141 万円未満			×	
141 万円以上			×	×

「パートタイマー等として働く妻」の夫がいずれかの配偶者控除を受けることができるためには、その夫の年間の合計所得が 1,000 万円未満であることが条件となる。

年間収入には老齢年金（老齢厚生年金や老齢基礎年金）による給付金額が含まれますが、障害年金や遺族年金による給付は含まれません。

## 健康保険の被扶養者となる配偶者の条件

配偶者の年齢等	A 配偶者の 年間収入額	被保険者と配偶者が同居		被保険者と配偶者が別居	
		被保険者の年間収入額		被保険者からの年間仕送り額	
		A の 2 倍以下	A の 2 倍超	A 以下	A 超
60 歳未満	130 万円未満	×		×	
	130 万円以上	×	×	×	×
60 歳以上	180 万円未満	×		×	
	180 万円以上	×	×	×	×
年齢に関係なく、 厚生年金保険法の 障害年金が受けら れる程度の障害者	180 万円未満	×		×	
	180 万円以上	×	×	×	×

被保険者およびその配偶者の年間収入には老齢年金（老齢厚生年金や老齢基礎年金）による給付金額が含まれますが、障害年金や遺族年金による給付は含まれません。

例 1 ) 社会保険適用の夫の年間の収入が 190 万円の場合は、同居している 55 歳の妻が 夫の扶養となり、所得税と住民税の両方の課税から免れ、夫がいずれかの配偶者控除を受けることができるためには、その妻の年間の収入は 95 万円未満でなければならない。

例 2 ) 年間の収入が 150 万円である健常な 59 歳の妻は、社会保険適用の夫の扶養とはなれないが、60 歳に達すると夫の年間収入額によっては夫の扶養となることができる。